



杉並区成年後見等(区長申立)報酬助成のご案内

本人の所得や資産が少ないため、後見人等への報酬費を負担することが困難な方に、報酬費の全部または一部を助成します。

助成対象者：成年被後見人、被保佐人、被補助人

助成要件：次の①から③のすべてに該当されていることが必要です

- ① 杉並区に住民登録がある(ただし、住所地特例者を含む)
- ② 区長申立てで、後見人等は第三者が選任されている
- ③ 家庭裁判所への報酬付与申立てをする時点において、資産がなく収入や預貯金が少なく、報酬費の支払いが見込めないことが明らかである

申請者：助成申請は、成年後見人、保佐人、補助人が行います。ただし、保佐人及び補助人は代理権を付与されていることが必要です

助成金額：助成金額は家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した報酬費の全部又は一部です。
 ※報酬助成額の変更に伴い、報酬付与申立て期間が2019年4月1日以降の報酬上限額が下記の下線表示の金額となります(但し、区民後見人の報酬助成額は据え置きで、変更前の金額です)。
 助成上限額(月額) 在宅生活の場合…2万8千円(変更前2万円)
 施設入所の場合…1万8千円(変更前1万円)

申請の時期：家庭裁判所へ報酬付与申立てをする資料が出来た時

預貯金のめやす：申請時点での預貯金残高はおよそ40万円です

申請方法

申請書(第1号様式)を杉並区保健福祉部管理課へ提出します

添付資料：家庭裁判所へ後見事務報告を行う際に提出する資料(後見等事務報告書、財産目録等、報酬付与申立事情説明書)の写し

内容の審査を行い、助成の可否を決定します

助成を決定…報酬費助成決定(承認)通知書を送付します

助成対象外…その理由を付して報酬費助成決定(不承認)通知書を送付します

助成決定を受けた申請者は、必要に応じて決定通知の写しを添付し、家庭裁判所へ報酬付与の申立てを行ってください

申請者は、家庭裁判所からの報酬付与審判の決定を受領したら、報酬費助成金請求書(第3号様式)に報酬付与審判書謄本の写しを添えて保健福祉部管理課に提出します

区は成年被後見人等の口座に助成金を振込みます